

## 1 4. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する 実証事業

(前年度予算額	1, 194百万円)
平成30年度予算額(案)	1, 194百万円

### 1. 要 旨

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。(平成29～33年の5年間実施)

### 2. 内 容

#### 【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、  
特別支援学校(小学部、中学部)

#### 【支給額】

年額：10万円

#### 【対象の児童生徒数(見込)】

小学校：約2,000人、中学校：約9,000人

# 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

【実施期間】平成29～33年度、平成30年度予算額(案):12億円(平成29年度予算額 12億円)

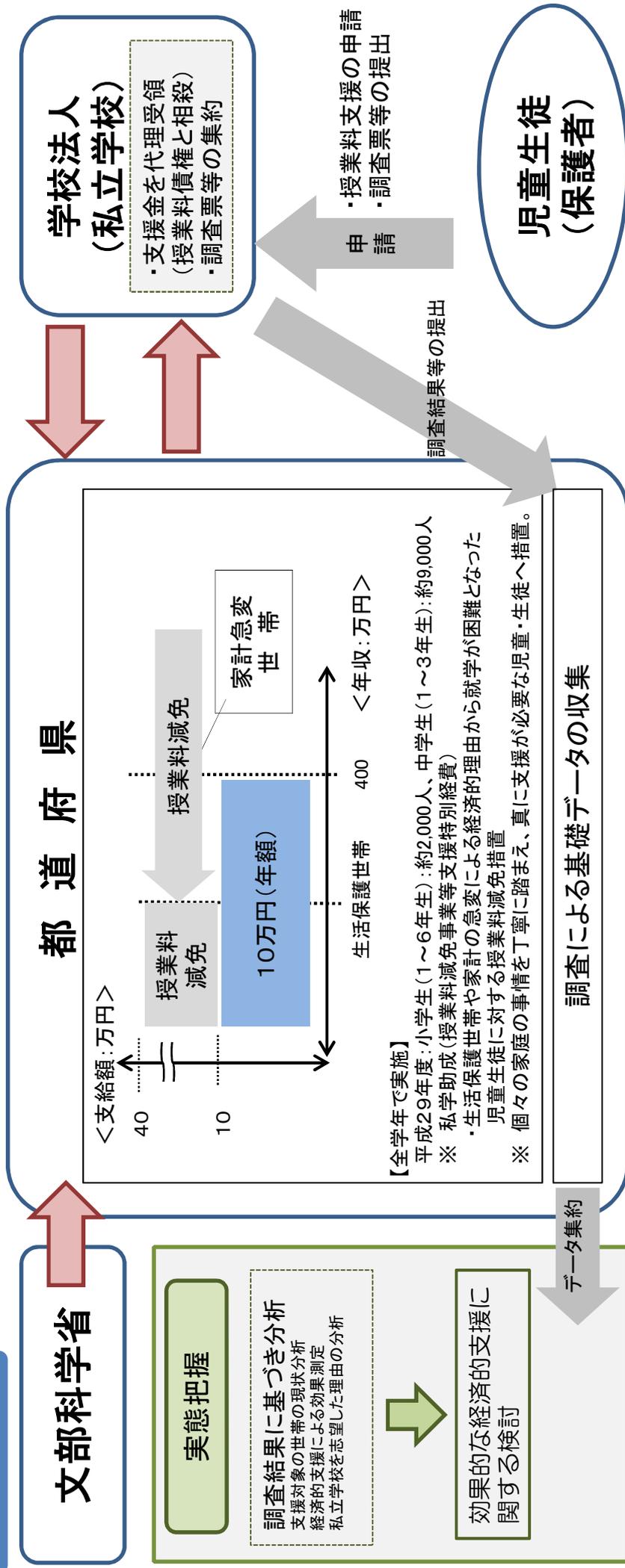
## 施策目的

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

## 背景

- ① 国及び地方公共団体は、能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。(教育基本法)
- ② 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
- ③ 私立小中学校の授業料平均は約43万円、私立小中学校の授業料平均は約41万円であり、家庭の経済的負担が大きい。  
(教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。)

## スキーム



## 15. 高校生等への修学支援

(前年度予算額)	380,475百万円)
平成30年度予算額(案)	384,114百万円)

### 1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

### 2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金交付金等 370,835百万円 (366,849百万円)

① 高等学校等就学支援金交付金 367,812百万円 (362,427百万円)

#### 【支給額】

- 高等学校等に在学する者に対して年額118,800円を支給(学校設置者が代理受領)。
- 保護者等の年収が910万円(※)以上程度(市町村民税所得割額 304,200円以上)世帯の者に対しては、就学支援金を支給しない。
- 私立高等学校等に在学する生徒については、所得に応じて、支給金額を1.5~2.5倍した額を上限として支給する。

年収250万円(※)未満程度(市町村民税所得割 非課税)	297,000円(2.5倍)
年収250~350万円(※)未満程度(市町村民税所得割額 51,300円未満)	237,600円(2.0倍)
年収350~590万円(※)未満程度(市町村民税所得割額 154,500円未満)	178,200円(1.5倍)

【※年収は両親と子供2人世帯の場合を目安】

#### 【支給対象学校種】

国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3学年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 3,008百万円(4,408百万円)

就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 15百万円(15百万円)

## (2) 高校生等奨学給付金

13,279百万円(13,625百万円)

- 非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

### 《支給対象》

- 生活保護受給世帯、非課税世帯
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に住所を有していること。
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象となっている高等学校等(高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3学年)、専修学校(高等課程)等)に在学し、且つ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること(特別支援学校高等部の生徒を除く)。

### 《給付額(第1子単価)の増額》

#### ○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

#### ○非課税世帯【全日制等】(第1子単価)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 75,800円 → 80,800円(+5,000円)
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 84,000円 → 89,000円(+5,000円)

#### ○非課税世帯【全日制等】(第2子以降単価)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

#### ○非課税世帯【通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

# 高等学校等就学支援金交付金等

平成30年度予算額 (案) 3,708億円 (平成29年度予算額3,668億円)

高等学校等就学支援金交付金 (新制度・旧制度) 3,678億円  
 公立高等学校授業料不徴収交付金 (旧制度) 0.2億円  
 高等学校等就学支援金事務費交付金 30億円

<内訳>

## 概要

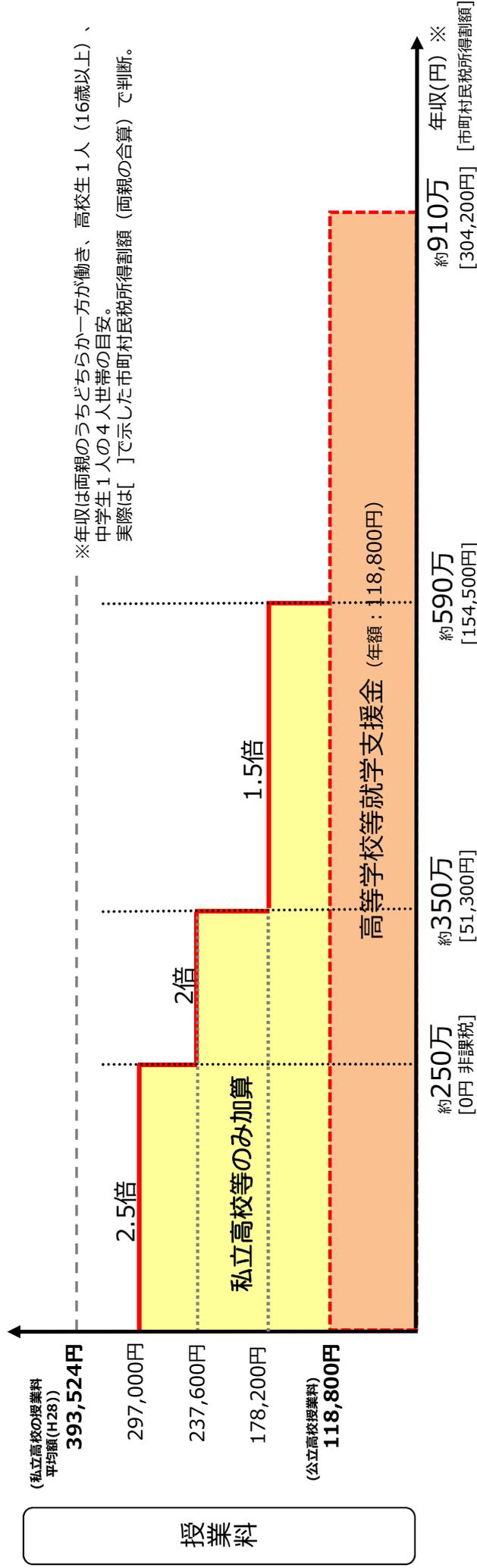
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給 (学校設置者が代理受領) することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

### ◆対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校 (後期課程)、特別支援学校 (高等部)、高等専門学校 (1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程 (中学校卒業者を入所資格とするもの) を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆支給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円 (市町村民税所得割額 304,200円) 以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。



# 高校生等奨学給付金の充実

平成30年度予算額（案）：133億円（▲3億円）

## 施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。（国庫負担1/3）

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学用品費、教科外活動費 など

- 生活保護受給世帯及び非課税世帯の高校生等に対して給付金を支給。なお、特に家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、給付額を増額。



## 平成30年度予算（案）概要

◎高等学校等の生徒数及び申請者数の減少に伴い給付対象(予定)者数が減少【▲7.7億円減】

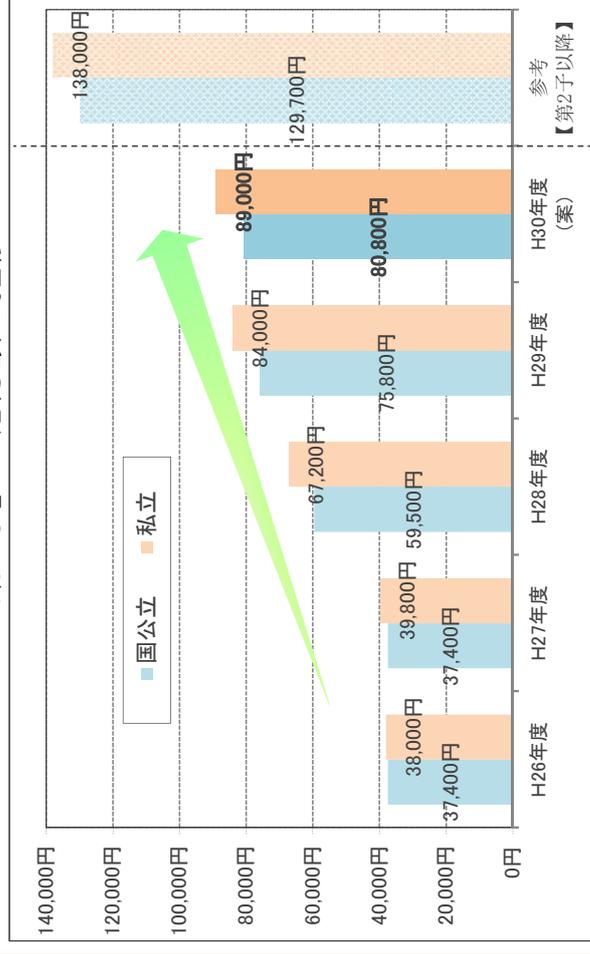
給付対象(予定)者数：45万人 ⇒ 43.7万人（▲1.3万人）

2

◎非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額【4.3億円増】

世帯区分	給付額（年額）	
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立 75,800円 ↓(+5,000円) <b>80,800円</b>	私立 84,000円 ↓(+5,000円) <b>89,000円</b>
非課税世帯 全日制等（第2子以降） <small>※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合</small>	国公立 129,700円	私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円

「第1子」の給付額の推移



家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

# 16. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額 2,294百万円)  
平成30年度予算額(案) 2,591百万円

## 1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

## 2. 内 容

### (1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】1,484百万円(1,258百万円)

〔補助率1/3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう配置を拡充(5,047人→7,547人)
- ・小中学校のための配置(5,000人→7,500人)
- ・高等学校のための配置(47人)
- ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000人)
- ・スーパーバイザー(47人)の配置
- ・連絡協議会等の開催を通じた質向上の取組の支援

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置  
H30:7,500人(H29:5,000人) (ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

### (2) 学習支援の充実

○地域未来塾による学習支援の充実 387百万円(322百万円)

(地域学校協働活動推進事業の一部)〔生涯学習政策局に計上〕

〔補助率1/3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して地域住民の協力による学習支援を実施するとともに、高校生支援を促進する。

(3,744箇所→4,615箇所)

### (3) 高校生等の就職・就学支援等

#### ○高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業【再掲】

74百万円（新規）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人、民間企業等〕

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

### (4) 要保護児童生徒援助費補助

647百万円（714百万円）

〔補助率1/2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施。一億総活躍社会の実現に向けて、国立学校や私立学校に対する就学援助の実施に関する働きかけを行うなど、就学援助の着実な取組を支援する。

### ※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）を実施

274百万円（556百万円）

〔補助率2/3〕〔補助事業者：都道府県〕

熊本地震で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

### 《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消 50人）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金の充実
- ・幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

### （参考：復興特別会計）

#### ◇被災児童生徒就学支援等事業

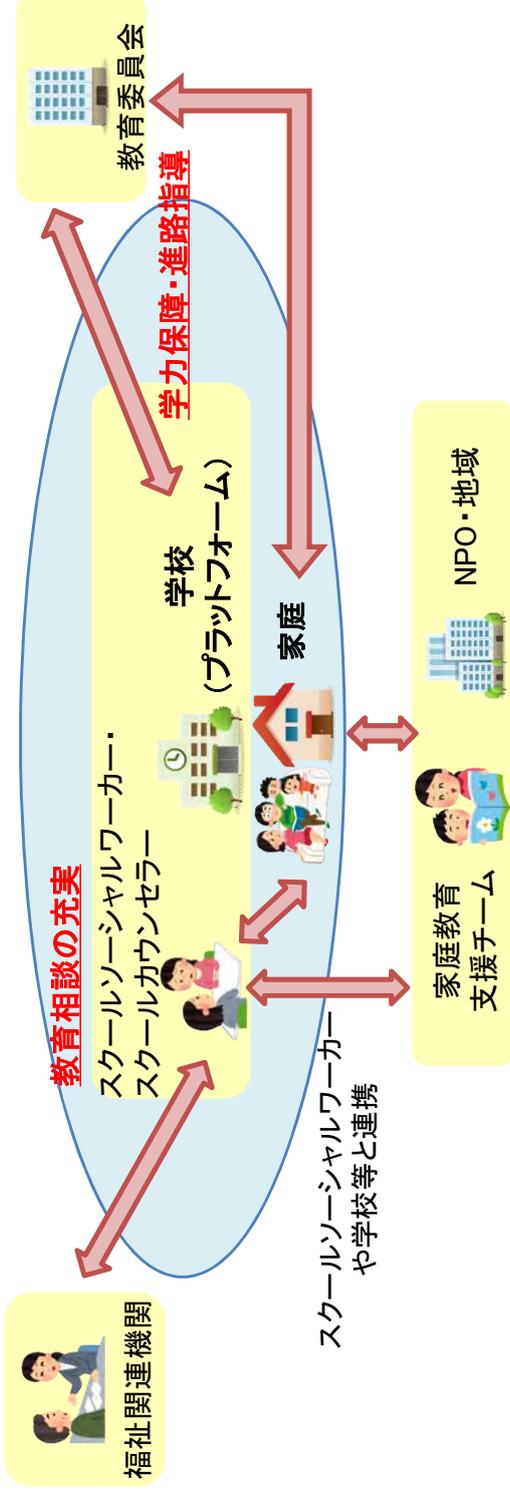
5,217百万円（6,198百万円）

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

# 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校における学力保障・進路支援、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。



## 学校教育における学力保障・進路支援

- 75 ■ 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置 [29年度]200人 → [30年度予算案]250人(＋50人)
- 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の普及・確立 【30年度予算案: 7.4千万円の内数(新規)】

## 教育相談の充実

- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充 【30年度予算案: 61億円(58億円)】

### ①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

- 小学校、中学校、高等学校への配置【拡充】  
[29年度]5,047人 → [30年度]7,547人(+2,500人、49%増)
- 貧困・虐待対策のための重点加配(十週1日×3h)  
[29年度]1,000人 → [30年度]1,000人

〔小・中学校(週1日×3h)  
高校(週3日×3h)〕

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援  
【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

### ②スクールカウンセラーの配置拡充

- 全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(16,700校)への配置
  - うち小中連携型配置【拡充】  
[29年度]3,200中学校区 → [30年度]3,600中学校区
  - 貧困・虐待対策のための重点加配(十週1日×4h)  
[29年度]1,000校 → [30年度]1,000校
- 【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

〔H29〕  
中学校 3,200校 → 3,600校  
小学校 6,400校 → 7,200校  
計 9,600校 → 10,800校  
〔H30〕

※ ( )内は、平成29年度予算額

# 高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

平成30年度予算額(案)： 74百万円(新規)

## ◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

### 定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築

### ICTを活用した 遠隔教育等

全国への普及

### 多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

多様な学習ニーズを有する生徒

### 遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

専門的な支援

# 義務教育段階の就学援助（概要）

平成30年度予算額案 6.5億円（平成29年度予算額 7.2億円）

## 1 実施主体

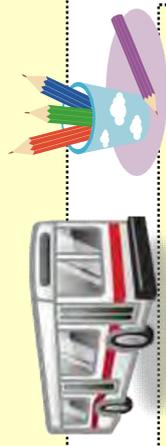
学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

## 2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成27年度 約14万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成27年度 約133万人】

## 3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学旅費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④要綱改正：平成29年度より入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう平成29年3月31日付けで要綱を改正し、各都道府県教育委員会を通じて、市町村において援助が必要な児童生徒の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう通知等で促している。



## 4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

# 被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）

平成30年度予算額案 3億円（平成29年度予算額 6億円）

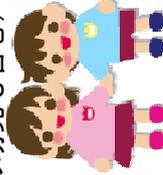
## <事業概要>

- 熊本地震により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として一部(2/3)を国庫で支援

## <具体的施策>

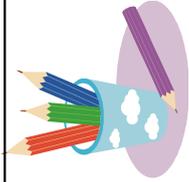
### 【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児  
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)  
(補助率) 2/3  
(対象経費) 保育料、入園料  
(対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業等



### 【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒  
(補助率) 2/3  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業  
※ 都道府県において、返還時の柔軟な対応が可能



### 【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒  
(補助率) 2/3  
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等  
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業  
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 【私立高等学校等】

(対象者) 震災により就学等困難となった児童生徒  
(補助率) 2/3  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



### 【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・ 専修学校高等課程・専門課程：修業年限 1年以上  
・ 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限 2年以上  
(補助率) 2/3  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 【特別支援学校等（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒  
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)  
(補助率) 2/3  
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



# 被災児童生徒就学支援等事業

平成30年度予算額案 52億円(平成29年度予算額 62億円)

【東日本大震災復興特別会計】

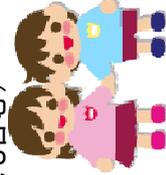
## <事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
  - 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援
- <参考>
- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来  
の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金(被災児童生徒就学支援等事業交付金)として計上。
  - 平成30年度予算額案においては過去の執行実績を踏まえ、所要額を計上。(引き続き平成29年度と同様のスキームで実施。)

## <具体的施策>

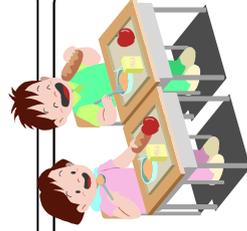
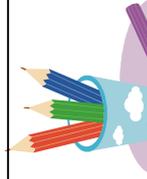
### 【幼稚園等】

- (対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児  
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象経費) 保育料、入園料
- (対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



### 【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
- ※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



### 【特別支援学校等(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒  
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業

### 【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- (対象事業) 市町村において行う就学援助事業
- ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



### 【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・ 専修学校高等課程・専門課程: 修業年限1年以上
  - ・ 専修学校一般課程、各種学校: 原則修業年限2年以上
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
- ※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

## 17. 地域とともにある学校づくりの推進

(前年度予算額 390百万円)  
平成30年度予算額(案) 225百万円

### 1. 要 旨

全ての公立学校が、地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、コミュニティ・スクールを推進・加速する。

また、学校現場における業務の適正化を強力に推進し、地域に信頼される学校としてのマネジメント機能を強化することにより、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人の能力を發揮できる環境整備を促進する。

### 2 内 容

#### (1) コミュニティ・スクール推進体制構築事業 98百万円(162百万円)

「学校を核とした地域力強化プラン」の一部〔生涯学習政策局に計上〕

社会総がかりで子供たちを育むために、全国の公立学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。法改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域、各学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。(補助率：国1/3)

#### (2) 協働による地域とともにある学校づくりの推進【再掲】 23百万円(31百万円)

##### ・学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業 10百万円(新規)

実施例の少ない校種等での導入方法や学校の業務改善への活用など、学校運営協議会の設置・拡充を促進するための調査研究を行う。(10市区町村)

##### ・コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣事業 4百万円(5百万円)

コミュニティ・スクールの導入を検討する教育委員会や学校の教職員、地域住民等に対して、継続的できめ細かい助言・支援を行うコミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)を派遣する。(90箇所)

##### ・地域とともにある学校づくり推進協議会等の開催 9百万円(14百万円)

学校が地域と一体となって子供たちを育む、「地域とともにある学校づくり」の充実方策について、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の効果的な取組の事例発表等を通して、各地域における円滑かつ効果的な導入や取組の充実に資する。(全国6会場)

#### (3) 自律的・組織的な学校運営体制の構築【再掲】 104百万円(197百万円)

##### ・業務改善加速のための実践研究

(業務改善に集中的に取り組むモデル自治体において実践研究を実施。)

##### ・業務改善アドバイザーの派遣

##### ・長時間勤務是正キャンペーンの実施 等

※「学校現場における業務改善加速事業」(127百万円(228百万円))には、上記(2)(3)を計上

# コミュニティ・スクール推進体制構築事業

平成30年度予算額(案)【推進体制構築事業】  
 (平成29年度予算額) 【導入等促進事業】

98百万円  
 162百万円)

社会総がかりで子供たちを育むために、全国の公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。地教行法の改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域や学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。

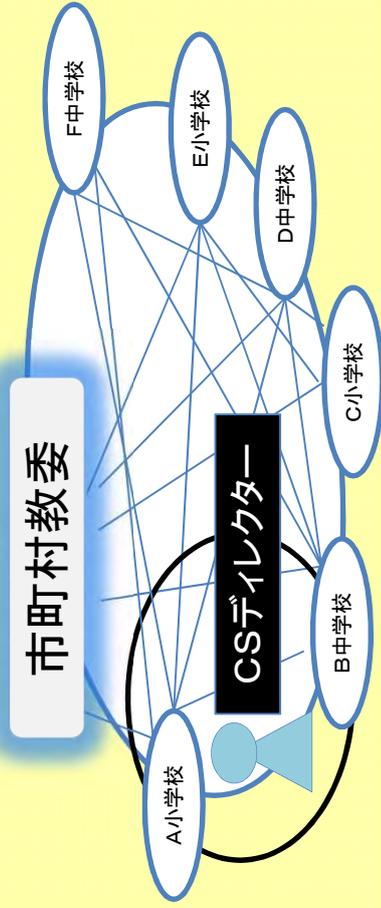
補助率:国 1/3

※

※「[学校を核とした地域力強化プラン]」の1メニュー。



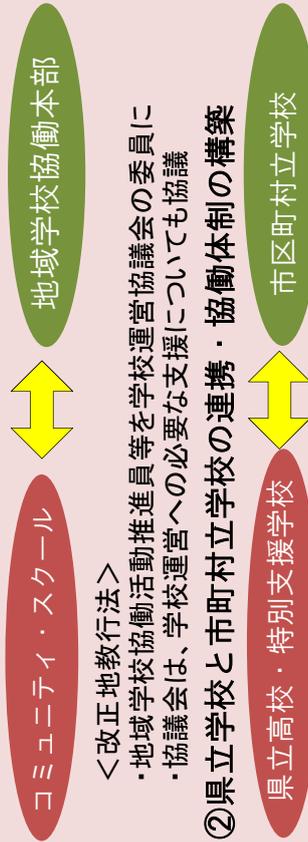
## 市町村教委



※CSディレクター: 学校運営協議会の会議運営や、学校間、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に係る業務を行う地域人材

域内全ての市区町村及び管轄する学校においてCSの推進体制を構築

### ①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築



＜改正地教行法＞  
 ・地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会の委員に  
 ・協議会は、学校運営への必要な支援についても協議

### ②県立学校と市町村立学校の連携・協働体制の構築

＜改正地教行法＞  
 ・教育委員会に対して協議会設置が努力義務化(全ての公立学校が対象)  
 ・事務職員は事務をつかさどる  
 ・教職員の任用に関する意見の柔軟化

＜47箇所＞

域内全ての学校においてCSの推進体制を構築

### ①学校間・地域間の連携・協働体制の構築

・学校運営協議会連絡協議会の開催  
 (各学校の取組内容の共有)  
 ・地域連携担当教職員連絡協議会の開催

### ②「社会に開かれた教育課程」の構築

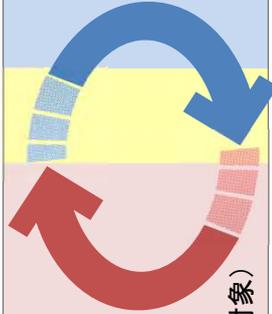
＜新学習指導要領＞全面实施に向けて  
 ・H30:幼稚園、H32:小学校、H33:中学校

### ③地域とともにある学校づくりに向けた推進体制の構築

・多くの当事者による「熟議」の実施  
 ・学校運営協議会について、多くに地域住民に対する周知・徹底

＜700箇所＞

## 推進協議会 連絡協議会



## 推進フォーラム 研修会

地域との連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を推進するため、全国の公立学校にコミュニティ・スクールの導入を目指す。コミュニティ・スクールの導入の促進を図るとともに、高校・特別支援学校や新しいタイプの学校における学校運営協議会の果たす役割と効果的な推進方策について研究等を行う。

## コミュニティ・スクールの導入・促進

### コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣制度 <4百万円>

コミュニティ・スクールの導入を始める教育委員会や学校、地域住民等に対して、継続的できめ細かい助言・支援を行うコミュニティ・スクール推進員(※)を派遣する。(30人)

※コミュニティ・スクールの実践経験がある元校長や教育長、学校運営協議会委員等に対して文部科学省が委嘱。



### 地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等説明会

コミュニティ・スクールの導入を始める自治体の保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした個別説明会を開催し、文部科学省職員が制度についての理解促進や指導助言等を行い、制度導入を促す。

### 地域とともにある学校づくり

#### 推進協議会の開催

<9百万円>

コミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくりの充実方策について、保護者・地域住民、学校関係者等を対象とした協議会(フォーラム)を開催し、先進的な取組を行う教育委員会等による事例発表などを通じて、取組の充実や普及を図る。(全国6会場)

## これからの時代のコミュニティ・スクールに関する研究

### (新規)学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業

<委託事業：10百万円(新規)>  
【都道府県・市区町村(10自治体)】

共生社会の実現

#### ★地教育法の改正(H29.3) → 全ての公立学校において学校運営協議会設置の努力義務化

変わりゆく社会の仕組みや新しい教育体制の中で、これまで設置が少なかった学校種や設置者の異なる学校同士の連携・協働について、学校運営協議会の果たす役割や効果的な運営方法・推進方策等についての調査研究を行う。

- (例)・高等学校・特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの研究  
(防災の観点、共生社会の実現に向けた設置者の異なる学校同士の連携)
- ・小中一貫(義務教育学校)、中高一貫教育における学校運営協議会の役割
- ・業務改善につながる地域住民の学校へのかかわり方に関する研究
- ・再編・統合を控えた学校における学校運営協議会の役割

大震災の教訓  
高校のコミュニティ

新しいタイプの学校  
・義務教育学校  
・中等教育学校



学校の業務改善

学校の再編・統合

学校運営協議会の果たす役割の研究

全ての校種でコミュニティ・スクールの導入が加速

変わりゆく社会の仕組みや新しい教育体制の中で、これまで学校運営協議会の設置が少なかつた学校種や設置者の異なる学校同士の連携・協働の在り方等について、協議会の果たす役割や効果的かつ業務の効率化に資する運営方法・推進方策等についての調査研究を行い、全国への普及を図る。



コミュニティ・スクールの仕組みを生かした効果的な学校と地域、学校間の連携・協働体制の構築

**大震災・自然災害等の教訓**

県立学校⇔学校が立地する地域

**共生社会の実現**

県立特別支援学校⇔市町村教委  
⇔地域住民の理解・協力

**地方創生・地域貢献**

県立高等学校⇔市町村

**学校の再編統合**

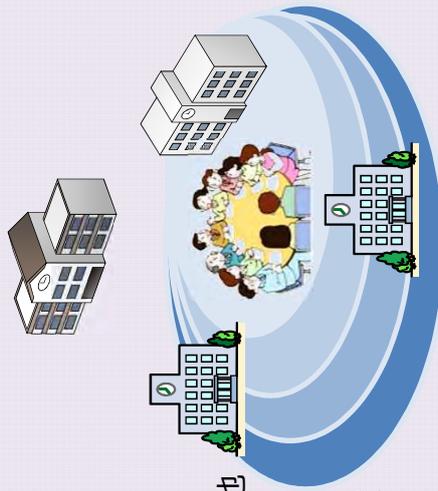
統合予定の学校⇔学校がある地域

**義務教育9年間の育ちを支える**

義務教育学校・連携型小中一貫教育校  
カリキュラム⇔地域住民の理解・協力

**中等教育6年間の学びを支える**

中等教育学校・連携型中高一貫教育校  
市町村立中学校⇔県立高校



- 防災の観点で考える学校が立地する地域と学校との関係の構築
- 学校運営協議会を核とした県立特別支援学校と市町村立学校、地元地域住民との連携・協働による取組
- 地域の教育力を生かした高等学校における教育活動の実施、及び協働による地方創生に向けた取組

○学校の再編統合が計画されている地域における学校運営協議会の役割

○小規模自治体における複数校で一つの学校運営協議会の運営体制の構築

フィードバック

- 義務教育学校
- 連携型小中一貫校
- 保幼小中一貫教育

- 中等教育学校
- 連携型中高一貫校

【H29.4.1現在】設置校数

- 中等教育学校: 1校
- 特別支援学校: 21校
- 義務教育学校: 24校
- 高等学校: 65校
- 幼稚園: 115園
- 小・中学校: 3,374校

研究指定

学校運営協議会の果たす役割の研究

業務の効率化に資する運営方法の研究

検証

全ての学校種で学校運営協議会を設置

地域の特性を活かした質の高い教育の実現と地域の活性化

## 18. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額	41,608百万円)
平成30年度予算額(案)	43,249百万円

### 1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

### 2. 内 容

平成30年度義務教育教科書購入費は、平成30年度から使用される小学校及び平成31年度から使用される中学校の「特別の教科 道徳」の教科書を無償給与するために平成30年度に必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約432億円を計上。

#### (1) 予算額等の推移

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(案)
予算額	413億円	412億円	411億円	416億円	432億円
定価改定率	+0.2%(※)	+0.8%	+0.5%	±0.0%	±0.0%

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

#### (2) 平成30年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(予算案ベース)

- ・ 小学校用教科書 3,777円 (教科書一冊あたり378円)
- ・ 中学校用教科書 4,944円 (教科書一冊あたり547円)

# 教科書無償給与制度について

## ～理念～

- ☆ 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- ☆ 次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施
- ☆ 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着

諸外国においても、多くの国で教科書の無償制を実施

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与

義務教育諸学校の全ての児童生徒

※ 教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり、自宅に持ち帰って学習

## ○予算額の推移

区分	H26	H27	H28	H29	H30(案)
予算額	413億円	412億円	411億円	416億円	432億円
定価改定率	+0.2% (※1)	+0.8%	+0.5%	±0.0%	±0.0%

※1 消費税引上げに対して別途2.0%計上

※2 平成30年度から使用される小学校及び平成31年度から使用される中学校の「特別の教科道徳」の教科書を無償給与するために必要な経費を計上

(参考) 平成30年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(予算案ベース)

・小学校用 3,777円      ・中学校用 4,944円

(参考) 平成30年度文部科学関係予算(案)  
【東日本大震災復興特別会計分】

**復興庁所管事業**

**就学支援** 53億円

○被災地スクールバス・ボート購入経費 0.3億円

・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入の補助

○被災児童生徒就学支援等事業 52億円

・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

**幼児児童生徒の心のケアや教育支援等** 43億円

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 25億円

・スクールカウンセラー 約900人 など

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 19億円

・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置(870人)

**復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生** 40億円

○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 36億円

・福島県双葉郡の新たな県立中高一貫校の設置に要する経費を支援

○福島県教育復興推進事業 0.7億円

・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 2億円

・構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援

○放射線副読本の改訂・普及 2億円

・学校における放射線に関する教育の支援として副読本を改訂・普及

**初等中等教育局関係合計** 136億円